

はままつフラワーパークでの記念写真撮影等について

最初に、はままつフラワーパークは、「植物を愛し、楽しみ大切にする」ところです。
入園のみなさまが、楽しいひとときを過ごせるよう、撮影にあたっては、下記の事項を遵守して下さい。

-
- I. 申込方法 1. 営業・商業を目的とする写真・ビデオ・映像の園内撮影は、園内行為許可の申請が必要です。

2. カメラマンや撮影専門業者が依頼を受け撮影する場合にも、園内行為許可申請が必要です。

※2の例として

- ・婚礼前撮りやファミリーフォトなどの記念写真やビデオ等の撮影

3. 非営利、非商業目的の個人的な撮影で特殊な機材の持ち込み等が発生しない場合は、特に園内行為許可の申請は必要ありません。

※3月から6月の期間、コスプレ撮影は禁止とさせていただきます。

4. 園内行為許可の申請は、当該日の7日前迄には申請して下さい。

【園内行為許可申請書のダウンロードURL】

<https://e-flowerpark.com/download/ennaikou.pdf>

※SNS等に掲載する為に集客した無料撮影会(10名以上)なども営業に該当します。

※許可が必要か不明の場合には、事前にはままつフラワーパーク総務課にお問い合わせ下さい。

-
- II. 撮影時の禁止事項 1. 花フェスタ期間中は、クリスタルパレス(大温室)内での撮影禁止。

2. クリスタルパレス(大温室)内での三脚の使用。

3. 花壇や立ち入り禁止区域(柵やロープで囲ったところ、立て札のあるところ)内に立ち入って撮影等すること。

4. 園路をさえぎったり、長時間同じ場所を占拠するなど、入園者の通行や植物鑑賞を妨げること。※長時間とは、10分以上。

5. 園内への持ち込みが禁止されている風船・遊具等を用いた撮影。

6. 園内へのワゴンカートまたはそれに類似した運搬カートの持ち込み。

7. 植物に触れたり、痛めたり、スプレー等で霧をかけたり、鉢を移動したりすることなど。

8. 植物名表示板(ラベル)や園内工作物・器材の移動や使用。

-
- III. その他 1. 花フェスタ期間中につきましては、1日5件と限定させていただくことがあります。※繁忙期につきましては、お問い合わせ下さい。

2. 閉園時間までの撮影にご協力下さい。

なお、17時以降の撮影はご遠慮願います。

3. 問題が生じた場合、その時点での撮影許可を取り消すことがあります。

4. 更衣室(使用料300円/人)は、許可者に共有していただきます。
更衣室の鍵は1つとなっておりますので、使用後は必ず管理事務所にお戻し下さい。

5. 入園料は、入園される方すべて必要です。

6. 業としての撮影につきましては、4,400円必要です。

7. 園内行為申請での撮影時は、腕章の着用をお願いいたします。

フラワーパーク管理事務所でお手続きしていただいた際にお渡しします。